住宅地区改良法施行規則 別表第一に基づく、不良度採点表

(11)	(3)	(lt)	(に)	(ほ)	
評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	区分合計
ー 構造一般の 程度	(一)基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石で あるもの	10	50	0
		ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がない もの	20		
	(二)柱	構造耐力上主要な部分である柱の最小径が 七・五センチメートル未満のもの	20		
	(三)外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が 住戸の独立性を確保するため適当な構造で ないもの	25		
	(四)床	主要な居室の床の高さが四十五cm未満のもの 又は主要な居室の床がないもの	10		
	(五)天井	主要な居室の天井の高さが二・一m未満の もの又は主要な居室の天井がないもの	10		
	(六)開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部が ないもの	10		
二 構造の腐朽 又は破損の 程度	(一)床	イ 根太落ちがあるもの	10	100	0
		ロ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜して いるもの	15		
	(二)基礎、土台、 柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が 腐朽し、又は破損しているもの等小修理 を要するもの	25		
		ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が 著しいもの、はりが腐朽し、又は破損して いるもの、土台又は柱の数ケ所に腐朽又は 破損があるもの等大修理を要するもの	50		
		ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は 変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、 腐朽又は破損により、下地の露出して いるもの	15		
		ロ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、 腐朽又は破損により、著しく下地の露出 しているもの又は壁体を貫通する穴を 生じているもの	25		
	-	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれが あり、雨もりのあるもの	15		
		ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、 軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は 軒のたれ下ったもの	25		
		ハ 屋根が著しく変形したもの	50		

	防火上又は	(一)外壁	ノーが使のわるわのものは際がもるもの	40	50	
	避難上の 構造の程度		イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	50	0
	時にの住反		ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上 あるもの	20		
	(二)防火壁、界壁等	イ 防火上必要な防火壁、各戸の界壁、小屋裏 隔壁等が不備であるため防火上支障がある もの	10			
			ロ 防火上必要な防火壁、各戸の界壁、小屋裏 隔壁等が著しく不備であるため防火上危険 があるもの	20		
		(三)屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
		(四)廊下、階段等	イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備で あるため避難上支障があるもの	10		
			ロ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく 不備であるため避難上危険があるもの	20		
四	電気設備	(一)主要な居室の電灯	主要な居室に電灯がないもの	20	30	0
		(二)共用部分の電灯	共同住宅の共用部分に電灯がないもの	10		
五	給水設備	(一)水栓の位置	水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30	0
		(二)給水源	イ 井戸水を直接利用するもの	15		
			ロ 雨水等を直接利用するもの	30		
		(三)水栓の使用方法	イ 水栓を共用するもの	10		
			ロ 水栓を十戸以上で共用するもの	20		
六	排水設備	(一)汚水	イ 汚水の排水端末が吸込みますであるもの	10	30	0
			ロ 汚水の排水設備がないもの	20		
		(二)雨水	雨樋がないもの	10		
七	台所	(二)雨水 (一)台所の有無	雨樋がないもの 台所がないもの又は仮設のもの	10	30	0
七	台所	,			30	0
t	台所	(一)台所の有無	台所がないもの又は仮設のもの イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水	30	30	0
t	台所	(一)台所の有無	台所がないもの又は仮設のもの イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの ロ 台所内に水栓がなく流しに排水接続が	30	30	0
七	台所	(一)台所の有無 (二)台所の設備	台所がないもの又は仮設のもの イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの ロ 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	30 10 20	30	0
	台所	(一)台所の有無 (二)台所の設備	台所がないもの又は仮設のもの イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの ロ 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの イ 台所を共用するもの	30 10 20 10	30	0
		(一)台所の有無 (二)台所の設備 (三)台所の使用方法 (一)便所の有無 (二)便所の位置	台所がないもの又は仮設のもの イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの ロ 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの イ 台所を共用するもの ロ 台所を十戸以上で共用するもの	30 10 20 10 20		
		(一)台所の有無 (二)台所の設備 (三)台所の使用方法 (一)便所の有無	台所がないもの又は仮設のもの イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの ロ 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの イ 台所を共用するもの ロ 台所を十戸以上で共用するもの 便所がないもの又は仮設のもの	30 10 20 10 20 30		
		(一)台所の有無 (二)台所の設備 (三)台所の使用方法 (一)便所の有無 (二)便所の位置	台所がないもの又は仮設のもの イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの 口 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの イ 台所を共用するもの ロ 台所を十戸以上で共用するもの 便所がないもの又は仮設のもの 便所が戸内にないもの	30 10 20 10 20 30		
		(一)台所の有無 (二)台所の設備 (三)台所の使用方法 (一)便所の有無 (二)便所の位置	台所がないもの又は仮設のもの イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの 口 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの イ 台所を共用するもの 口 台所を十戸以上で共用するもの 便所がないもの又は仮設のもの 便所が戸内にないもの イ 便槽が改良便槽であるもの	30 10 20 10 20 30 10 5		
		(一)台所の有無(二)台所の設備(三)台所の使用方法(一)便所の有無(二)便所の位置(三)便槽の形式	台所がないもの又は仮設のもの イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの 口 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの イ 台所を共用するもの 口 台所を十戸以上で共用するもの 便所がないもの又は仮設のもの 便所が戸内にないもの イ 便槽が改良便槽であるもの ロ 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	30 10 20 10 20 30 10 5		
	便所	(一)台所の有無 (二)台所の設備 (三)台所の使用方法 (三)台所の使用方法 (一)便所の位置 (三)便槽の形式 (四)便所の使用方法	台所がないもの又は仮設のもの イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの 口 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの イ 台所を共用するもの 口 台所を十戸以上で共用するもの 便所がないもの又は仮設のもの 便所がないもの又は仮設のもの イ 便槽が改良便槽であるもの ロ 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの イ 便所を共用するもの	30 10 20 10 20 30 10 5 10 10		